

車いす用県営住宅の随時募集について（県西部）

県営住宅は、公営住宅法に基づき鳥取県が整備し管理する低所得者向けの賃貸住宅です。入居者の募集は毎月初日から5日間を募集期間として行っておりますが、このたび、車いす用県営住宅の入居者について、下記のとおり募集住戸に入居者が決定するまで随時募集を行います。

記

- 1 募集期間 平成29年4月25日（木）～ 募集住戸の入居者が決定するまで
（土曜、日曜、祝日を除く 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分）
※募集住戸に申し込みがあった場合は、募集を締め切ります。
- 2 受付窓口 鳥取県住宅供給公社 西部事務所
（米子市糺町1丁目160番地 西部総合事務所新館2階 電話0859-32-9211）
- 3 入居可能日 窓口にてご相談ください
- 4 募集住宅 1戸

団地名称	所在地	建設年度	構造	階数	部屋番号	間取り	入居時家賃(円)	摘要
弥生団地	境港市弥生町 213	平成7年	中層耐火 3階建	1階	3棟 3-106号	3DK	22,100 ～ 43,400	随時募集 (車いす用住宅)

(注1) 車いす用住宅は、入居者または同居親族が「車いす使用身体障がい者」である場合を対象とします。

なお、入居後に車いす使用身体障がい者が居住しなくなった場合は、住宅を明け渡していただくことになります。(引き続き県営住宅への入居を希望する場合は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第4条第1項第7号による特定入居が可能です。)

「車いす使用身体障がい者」とは、次に掲げる者のうち常に車いすの使用を必要とする者をいいます。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障がい者で、その障がいの程度が身体障がい者福祉法施行規則（昭和45年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度。

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症程度まで又は同法別表第1号表の3の第1款症程度のもの。

(注2) 入居募集中の住戸は新築ではありません。募集に際し、必要最低限の修繕を行っていますが、室内の床、壁、天井等の仕上げに経年劣化による部分的な傷みや汚れ、色あせが生じている場合があることをご承知の上ご応募下さい。

■詳しくは、鳥取県住宅供給公社西部事務所（電話0859-32-9211）までお問合せ下さい。

※ 福原団地：入居が決定しましたので、上記のとおり変更してよろしいか。